

原則適用初年度の状況は 2021年3月期有報における KAMの開示分析

- 第1章 **当期から原則適用**
KAMの概要と監査報告書上の記載
- 第2章 **1～2個の会社が全体の9割以上**
KAMの個数・項目別分布の分析
- 第3章 **会計上の見積り開示、コロナ禍関連等**
KAMの全般的な記載事例分析
- 第4章 **固定資産の評価、収益認識、繰延税金資産等**
KAMの項目別の記載事例分析

EY新日本有限責任監査法人 公認会計士
渡辺 一生
EY新日本有限責任監査法人 公認会計士
剣持 宣昭

2021年3月期決算から、有価証券報告書等の財務諸表に対する監査報告書においてKAM（監査上の主要な検討事項）の記載が義務づけられた。

本特集では、KAMの概要を踏まえつつ、全般的に関連する事項および項目別に開示分析を行ってもらった。KAMの個数やどのような項目が取り上げられているか、また、どのような記載内容になっているかなど、実際の状況の把握と今後の実務にお役立ていただきたい。